

# 令和2年度 静岡県における農畜水産物等の放射性物質検査

## 1 要旨

原子力災害対策本部は、平成23～令和元年の検査結果を踏まえ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を令和2年3月23日に改正し、栽培/飼養管理が困難な品目と可能な品目に分け、次に該当するものを検査対象品目として通知した。

### 【栽培/飼養管理が不可能な品目】

- ① 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目（野生きのこ類）
- ② 対象品目の管理の困難性（山菜類） 移動性を考慮し検査が必要な項目（野生鳥獣の肉類）

### 【栽培/飼養管理が可能な品目】

- ③ 生産資材への放射性物質の影響の状況から栽培管理及び継続的な検査が必要な品目
- ④ 市町ごと、事故後初めて出荷するものであつて、検査実績がない品目

本県では、この考え方に基づき、令和2年度は4品目72検体の林産物等の検査を予定する。

栽培飼養管理	区分	令和元年度計画	令和2年度計画	
			品目	計
不可能	①基準値超過品目	野生きのこ類 1品目 15検体	野生きのこ類	1品目 15検体
	②対象品目の移動性又は管理の困難性を考慮した品目	山菜類・野生鳥獣の肉類 2品目 9検体	山菜類・野生鳥獣の肉類	2品目 9検体
可能	③生産資材の影響の状況から検査が必要な品目	原木しいたけ(生・乾) 1品目 31検体	原木しいたけ(生・乾)	1品目 39検体
	④事故後初めて出荷する検査実績がない品目	原木しいたけ(生・乾) 1品目 9検体	原木しいたけ(生・乾)	1品目 9検体
	計	4品目 64検体		4品目 72検体

## 2 検査の概要

### (1) 令和元年度からの主な変更点

令和元年度に基準値の1/2以上を超えた原木しいたけ(生・乾)の検査を、4市町31検体から4市町39検体に拡大する。

### (2) 令和元年度の検査結果

最終的に4品目51検体を検査し、野生きのこ2検体で基準値超過があり、富士市、小山町に採取、摂取及び販売を控えるよう改めて要請した。その他は、基準値未満であり、安全性を確認した。

## 3 今後の対応

食品中の放射性物質検査について、生産関係者の協力を得て実施し、その結果は、月毎にまとめて報道提供するとともに、県ホームページに掲載し、県民へ情報を提供していく。

### 【問い合わせ先】

#### ・検査に関すること

衛生課 054-221-3358

#### ・採取品目、採取場所等に関すること

地域農業課 054-221-2749

#### ・原木しいたけ・野生きのこに係る基本的な考え方に関すること

林業振興課 054-221-2667

【検査対象自治体及び検査対象品目】

別表(1) 栽培/飼養管理が困難な品目群及び栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。  
栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目】

直近1年間(平成31年4月1日から令和2年2月29日まで。以下同じ。)の検査結果等に基づき、各自治体における検査対象として指定されている品目。凡例は以下のとおり。

- ◎：基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。
- ：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
- ：対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況(水産物)を考慮し検査が必要なもの。
- △：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。
- (一：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。)

検査対象自治体	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
①栽培/飼養管理が困難な品目群																	
【検査対象品目及びその対象自治体】																	
本文Ⅱ3(1)①アの野生のきのこ類・山菜類等	□	◎	□	◎	○	◎	◎	○	◎	□	□	□	□	◎	◎	◎	◎
本文Ⅱ3(2)①アの野生のきのこ類・山菜類等	□	□	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
本文Ⅱ3(1)①イの野生鳥獣の肉類	□	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	□	□	○	□	□	□
本文Ⅱ3(5)アの海産魚種	-	-	-	-	-	-	-	×	×	-	×	-	-	-	×	×	-
本文Ⅱ3(5)イの内水面魚種	-	□	-	□	-	◎	□	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-
②栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類																	
【検査対象品目及びその対象自治体】																	
本文Ⅱ3(2)②ウ及びⅡ3(4)の原木きのこ類	△	○	△	△	△	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○

(☒:該当なし)

別表(2) 栽培/飼養管理が可能な品目群 (原木きのこ類は除く。)

【検査対象自治体】

直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目】

- 直近1年間の検査結果等に基づき、各自治体における検査対象として指定されている品目。凡例は以下のとおり。
- ◎：基準値超過が検出されたもの。
- ：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
- ：別添において検査対象となっているもの。
- (一：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。)

検査対象自治体	福島県
【検査対象品目及びその対象自治体】	
本文Ⅱ3(2)②アの野菜類	○
本文Ⅱ3(2)②イの果実類	○
別添5の米	■

※本文Ⅱ3(3)の乳の検査は、福島県において実施する。

※本文Ⅱ3(3)の牛肉の検査は、岩手県、宮城県、福島県及び栃木県(別添4の1の(2)を満たす場合を除く。)において実施する。

(注1)表中◎又は○の自治体であっても、別添で検査点数を定めている場合は、別添の検査点数を優先する。

(注2)表中□及び△の自治体は、◎又は○の自治体の検査点数に準じて検査を実施する。

(注3)本文Ⅱ3(6)から(8)までの品目の検査は、別表(1)又は(2)に掲げる自治体において必要に応じて実施する。

なお、本文Ⅱ3(7)に該当する水産物の各自治体における検査は、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

令和2年度 静岡県における農畜水産物等の放射性物質検査計画

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.
原木しいたけ(生)	伊豆市	1	山菜類	御殿場市	18										野生きのこ	御殿場市	23
原木しいたけ(生)	伊豆市	2	山菜類	小山町	19										野生きのこ	御殿場市	24
原木しいたけ(生)	伊豆市	3	山菜類	裾野市	20										野生きのこ	御殿場市	25
原木しいたけ(生)	伊豆市	4	山菜類	富士市	21										野生きのこ	小山町	26
原木しいたけ(生)	伊東市	5	山菜類	富士宮市	22										野生きのこ	小山町	27
原木しいたけ(生)	伊東市	6													野生きのこ	小山町	28
原木しいたけ(生)	伊東市	7													野生きのこ	裾野市	29
原木しいたけ(生)	藤枝市	8													野生きのこ	裾野市	30
原木しいたけ(生)	浜松市	9													野生きのこ	裾野市	31
原木しいたけ(乾)	伊豆市	10													野生きのこ	富士市	32
原木しいたけ(乾)	伊豆市	11													野生きのこ	富士市	33
原木しいたけ(乾)	伊豆市	12													野生きのこ	富士市	34
原木しいたけ(乾)	伊豆市	13													野生きのこ	富士宮市	35
原木しいたけ(乾)	伊東市	14													野生きのこ	富士宮市	36
原木しいたけ(乾)	伊東市	15													野生きのこ	富士宮市	37
原木しいたけ(乾)	伊東市	16													獣肉	藤枝市	38
原木しいたけ(乾)	藤枝市	17													獣肉	浜松市	39
原木しいたけ(乾)	浜松市	18															
原木しいたけ(乾)	伊東市	19															
原木しいたけ(乾)	伊東市	20															
原木しいたけ(乾)	伊東市	21															
小計	21		小計	5		小計	0		小計	0		小計	0		小計	17	

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.	品目	採取区域	No.
原木しいたけ(生)	伊豆市	40	原木しいたけ(乾)	伊東市	54	獣肉	伊豆市	63									
原木しいたけ(生)	伊豆市	41	原木しいたけ(乾)	伊東市	55	獣肉	富士宮市	64									
原木しいたけ(生)	伊豆市	42	原木しいたけ(乾)	伊東市	56	原木しいたけ(生)	藤枝市	65									
原木しいたけ(生)	伊豆市	43	原木しいたけ(乾)	伊東市	57	原木しいたけ(乾)	藤枝市	66									
原木しいたけ(生)	伊東市	44	原木しいたけ(乾)	伊東市	58												
原木しいたけ(生)	伊東市	45	原木しいたけ(乾)	伊東市	59												
原木しいたけ(生)	伊東市	46	原木しいたけ(乾)	伊東市	60												
原木しいたけ(生)	浜松市	47	原木しいたけ(乾)	伊東市	61												
原木しいたけ(乾)	伊豆市	48	原木しいたけ(乾)	伊東市	62												
原木しいたけ(乾)	伊豆市	49															
原木しいたけ(乾)	伊豆市	50															
原木しいたけ(乾)	伊豆市	51															
原木しいたけ(乾)	伊東市	52															
原木しいたけ(乾)	伊東市	53															
原木しいたけ(乾)	伊東市	54															
原木しいたけ(乾)	浜松市	55															
小計	16		小計	9		小計	4		小計	0		小計	0		小計	0	

※1 検査機関について： 中部健康福祉センター

※2 対象品目

(1) 県が必要に応じて検査する項目

なし

(2) 国の検査指示品目：

原木きのこ類、野生きのこ類  
山菜類、野生鳥獣の肉類